

伊根町介護サービス事業経営戦略

団 体 名 : 伊根町

事 業 名 : 伊根町訪問看護ステーション

策 定 日 : 令和 2 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事業開始年月日	平成12年4月1日
事業の内容	介護サービス事業	指定管理者制度導入状況	直営
職員数	6人		
うち 常勤医師数	人	理学療法士又は作業療法士	1人
看護職員数	4人	事務職員	1人
介護職員数	人	その他職員	人
介護支援専門員数	人		

②施設

施設数	1	定 員	病床がないため 定めていない 人
延床面積	40.7 m ²	居室床面積	事務室のみ m ²
サービス日数	250 日	年延利用者数	3,000 人

(2) 現在の経営状況

特別会計で財政運営しており、一般会計から繰入れを行うことなく独立採算性が堅持できている。
また、後年度に備えての財政調整基金も 1,850万円あり、当面は安定した財政運営が行える(単年度の歳出決算規模は2,000万円程度)。
歳入の大部分が療養費収入で、歳出の大部分が職員人件費である。
施設は国民健康保険総合保健施設(複合施設)の一部に事務室があり、資本としては訪問用の車両が存在する程度である。
また、車両(軽自動車)を5台所有することからも耐用年数、減価償却の考え方から10年程度使用すると想定すると、2年ごとの更新を予定している。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

決算状況、他会計からの繰入れの状況などからも、特段、経営健全化には取組んでいない。
しかしながら、平成17年度以降の集中改革プランや町全体の財政健全化の取組みなどからも、それらを踏まえた内容で財政(経営)健全化に取り組んできた。

2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

訪問看護は看護師等が療養を必要とする者の自宅や老人ホームなどの施設を訪問し、訪問時にサービスを行う在宅医療です。
医師の指示による訪問看護と、介護保険による要介護認定者へのケアプランに基づいた訪問看護があります。要介護認定者へのサービス提供になるため介護保険サービス事業の位置づけとなりますが医療機関併設の事業所も少なくありません。
主な取組は訪問看護の内容となりますが、病状・障害の観察、清拭及び洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話、褥瘡の予防・処置、リハビリテーション、カテーテル等の管理、医師の指示による医療処置等になります。

(2) 高齢者人口等の予測

本町は少子、高齢、過疎化の進行したまちです。高齢化率も平成17年には40%を超えており、既に超高齢化のまちです。今後も高齢化率は上昇するものと考えていますが、高齢者人口は頭打ちの感があります。

(3) 介護需要の予測

本町では保健、医療、福祉の連携を進めています。
町内の医療機関は町が運営する診療所が2施設ある他、公設民営の歯科診療施設が1か所あるのみです。しかしながら、住み慣れた地域で最期を迎えたいと思われる方も多くあることや、近隣医療機関との連携で在宅看取りの考え方が浸透しています。
前述のとおり高齢者人口は増え続けるとは考えにくいことから、介護需要も横ばいではないかと考えています。

(4) 施設の見通し

伊根町訪問看護ステーションは介護サービス事業の位置づけだが、病床を持たない施設である。資本(財産)をもたない事業所であるため、利用者の需要に対応するサービスを提供していきたい。

(5) 組織の見通し

現員体制を維持し、サービス利用者が減った場合は定員の見直し、若しくは他事業との兼務辞令の検討。

3. 経営の基本方針

独立採算制を堅持し、資金不足した際は、当面、財政調整基金で対応する。
その間、サービス利用者に見合う定員の見直しをする。
本町の福祉サービスの1つと位置づけられることから、他会計とも十分調整を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 経営指標に係る数値目標

計画的な資本(財産)整備を行ったうえで、実質単年度収支の黒字化に努める。

② 収支計画のうち投資についての説明

車両を5台所有し、それぞれ10年程度の使用を考えていることから、2年ごとに車両更新を行う予定。

③ 収支計画のうち財源についての説明

見込むことができる財源は療養費収入。
資金不足が生じた場合は、当面は財政調整基金で対応。その間、健全化計画の策定。

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

大部分は職員人件費。
電話代等の内部管理経費の他、車両の維持管理経費。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	本事業所には必要なし。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	1施設のため統合はない。 サービス利用者が減った場合、事業存続の検討。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	医療機関の民間参入もないことから、今後も期待できず公的サービスとしての位置付け。
その他	特になし。

② 財源についての検討状況等

介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項	法令どおりの対応。
利用状況に関する事項	決算状況からも利用者に見合うサービス提供ができています。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	資金不足した場合は、当面は財政調整基金で対応。
資産の有効活用に関する事項	活用できる資産なし。
その他	特になし。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	医療機関の民間参入もないことから、今後も期待できず公的サービスとしての位置付け。
職員給与費の適正化に関する事項	一般会計に準じた対応。
組織体制の効率化に関する事項	サービス利用者が減少した場合は職員体制を見直すか、他の業務との兼務を行う。
その他	特になし。

④ 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本町では保健、医療、福祉の連携を進めています。住民も住み慣れた地域で最期を迎えたいと思われる方も多いことや、近隣医療機関との連携で在宅看取りの考え方も浸透している。
公営企業として実施する必要性	本町には診療所も2施設ありますが、どちらも公営の診療所です。訪問看護も民間参入が見込めないことから平成12年に事業を開始しています。今では住民(利用者、家族)にとって、なくてはならないサービスです。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い3年ごとに改定を行います。 改定の際は、経営のあり方、事業手法の見直しについて改めて検討します。
---------------------	--